

- ・ 個別説明会の開催報告
- ・ 事業状況について
- ・ 調査・測量等実施のお願い
- ・ 除外区域の整備等について

新たなまちづくりがスタートして1年が経過しました。この1年は仮換地(案)の作成、公表といった目標を掲げて取り組んできました。今後とも、早期にまちづくりが完了できますようご協力をお願いします。

【報告】仮換地(案)の個別説明会を開催しました

仮換地(案)を皆さまに個別に説明させていただきました。結果については、下記のとおりです。



《岩沢北部地区》

開催期間 平成 22 年 5 月 17 日～7 月 4 日
権利者件数 225 件中 出席件数 133 件 出席率 59.1%

《岩沢南部地区》

開催期間 平成 22 年 6 月 10 日～7 月 25 日
権利者件数 294 件中 出席件数 168 件 出席率 57.1%

【今後の進め方について】

個別説明会において、皆さまからいただいた仮換地(案)に対するご意見・ご要望を取りまとめ、土地区画整理審議会に審議をお願いします。審議の結果、検討が必要と認められる仮換地(案)について修正を行い、修正案を関係する権利者の皆さまに説明させていただきます。

また、今回皆さまに説明した面積、減歩率、清算指数は、暫定数値での説明となっています。区域縮小に伴う地区界測量がすべて完了し、数値が確定いたしましたら改めてお知らせいたします。

また、仮換地(案)の個別説明会に出席いただけなかった皆さまには、引き続き説明の機会を設けさせていただきます。

なお、仮換地が指定済で個別説明会に出席いただけなかった皆さまには、「仮換地予定調書」を郵送にてお送りしておりますのでご確認ください。

平成22年度 事業状況

《 区画整理継続地区 》

事業の状況については、仮換地(案)の個別説明会を概ね終了することができました。これを受けまして、土地区画整理審議会を開催します。主な議題は、個別説明会の結果報告、要望に対する審議等を予定しています。その後、仮換地の指定に向けた準備を行います。

《平成22年6月10日 岩沢南部土地区画整理事業の事業計画を変更しました》

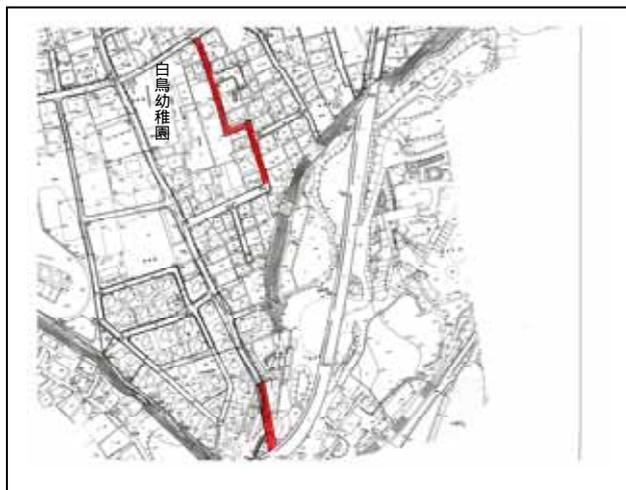
この変更は、埼玉県の告示によって都市計画道路・阿須小久保線の線形を一部変更したことを受け行いました。この変更をすることについては、すでに区画整理の見直し説明会において説明させていただいております。

《 区画整理除外地区 》

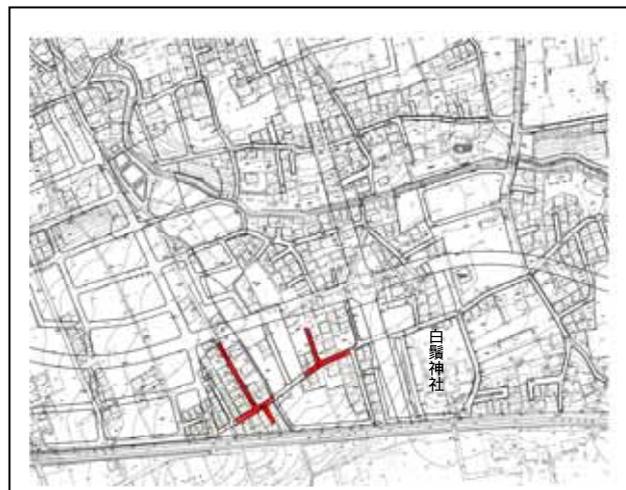
前号でお知らせしました今年度の下水道整備に先立ち、整備に影響する範囲の道路等について、道路境界査定を実施します。関係する権利者の皆さまには、この業務を担当する建設管理課より直接ご案内をいたしますのでご協力をお願いします。

今回、道路境界査定を予定している箇所については下図のとおりです。

(岩沢南部地区)



(岩沢北部地区)



《 地区界の立会いについて (区画整理継続・除外地区) 》

地区界測量は岩沢北部・南部地区ともに今年度で完了させる予定であります。関係する権利者の皆さまには、区画整理事務所より立会い等のご案内をいたしますのでよろしく申し上げます。また、状況により数回に分け立会い等をお願いする方もございますがご協力をお願いします。

調査・測量等実施のお願い



市では、昨年より様々な調査・測量等に関する作業を実施しています。
今年度実施されている業務は次のとおりです。

- ・基準点測量業務
- ・地区界測量業務
- ・街区確定測量業務
- ・都市計画道路調査測量業務
- ・道路境界査定業務

これらの作業を実施するにあたり、皆さまにお願いする事項は次のとおりです。

調査・測量業務に従事する者が作業の必要に応じ、皆さまの土地に立入ることがあります。

境界等を測量するために基準点（プラスチック杭・金属釘等）を設置します。現場の状況により私有地に設置させていただくことがあります。なお、設置した基準点が支障となる場合にはご連絡をください。

設置した杭等は、皆さまの境界等を正確に測量するための大切な杭です。抜いたり動かしたりはしないでください。

測量等を実施するにあたり、作業の障害となるものを動かす場合や、樹木・雑草等の一部を枝払い又は刈払いさせていただくことがあります。

業務に従事する者は、市が委託した委託業者です。作業員は、市が発行した身分証明書を携帯していますので、何かございましたら身分証明書の提示を求めてください。

これらの業務は、岩沢地区のまちづくりを推進する上で重要な作業です。作業にあたっては、十分注意を払い実施させていただきますので、特段のご理解とご協力をお願いします。

除外区域の整備等について

岩沢地区の整備については、区画整理継続区域及び除外区域において、一部を除いて概ね20年間で整備を進めます。特に除外区域においては、区画整理による整備手法とは異なりますが、わかりやすく迅速な対応を心掛けてまいりますのでよろしくをお願いします。

【都市計画道路】

- ・特に整備効果の高い阿須小久保線及び双柳岩沢線の一部に着手し、その他の路線は優先順位を定め順次事業に着手します。

【地区計画道路】

- ・下水道幹線を優先し、岩沢南部地区は前原市営住宅の東側、岩沢北部地区では白髪神社の西側付近よりそれぞれ事業に着手します。
- ・主要道路の計画について、市役所道路建設課もしくは土地区画整理事務所でご覧いただけます。
- ・整備を優先する箇所では道路境界査定を実施します。

【ご相談窓口】

都市計画道路及び地区計画道路区域内の建築行為等のご相談窓口

都市計画課 042(973)2111(内線)244

土地区画整理事務所 042(973)8682

都市計画道路及び地区計画道路区域内の用地に関するご相談窓口

建設管理課 042(973)2111(内線)271

道路建設課 " (内線)261

土地区画整理事務所からのお願い

区画整理継続区域で建築行為等（開発行為）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談下さい。

区画整理除外区域で建築行為等（開発行為）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業から除外された区域で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることとなります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることとなります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に都市計画課または土地区画整理事務所にご相談下さい。

保留地（宅地）公売のお知らせ

笠縫・双柳南部地区内で保留地（宅地）を公売します。土地をお探しの方には必見です。詳しくは区画整理事務所までお問い合わせください。なお、締切りが迫っておりますのでお早めにお願ひします。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所

住所 飯能市大字笠縫112-1

電話 042(973)8682

Eメール kukaku@city.hanno.saitama.jp